

事業者 各位

契 約 課 長

令和8年度 建設工事の入札・契約制度の改正等について(通知)

日頃より、本市の公共工事にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和8年4月1日以降に市川市が発注する工事の入札・契約制度について、下記のとおり改正を行いますので、お知らせいたします。

記

1. 入札時における労務費等が明示された内訳書の提出について(別紙1 参照)

令和7年12月12日付の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設工事の入札時に材料費、労務費等が明示された内訳書を提出する必要があります。

2. 現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化について(別紙2 参照)

令和6年12月13日付の建設業法の改正を踏まえ、現場技術者の専任の合理化をし、専任現場の兼任等を可能とすることとします。

3. 監理技術者補佐制度の要件の改正について(別紙3 参照)

監理技術者補佐を専任で配置した専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は、本市が発注した工事に限らず、1日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内に限り認めることとします。

4. 前払金の使途に関する規定の見直しについて(別紙4 参照)

市川市建設工事請負契約約款を改定し、工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とします。

以上

問合せ先 市川市 管財部 契約課 工事グループ
(電話:047-712-8593)

入札時における労務費等が明示された内訳書の提出について

1. 改正内容

令和7年12月12日付の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設工事の入札参加者は、入札時に提出する工事費等内訳書に「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「安全衛生経費」及び「建退共制度の掛金」の記載が必須となりました。

現行	改正後
<p>内訳書の様式は任意とするが、入札金額と同額を一式計上したものは内訳書の提出のない入札として扱い、当該入札を無効とする。</p>	<p>内訳書の様式は任意とする。 <u>入札金額と同額を一式計上してはならない。</u> また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び同法施行規則第1条の規定に基づき、内訳として下記項目を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 材料費・ 労務費・ 法定福利費の事業主負担額・ 安全衛生経費・ 建退共制度の掛金

2. 適用日

令和8年4月1日以降に公告する案件から適用します。

3. 工事費内訳書の参考様式について
 (1) 工事費内訳書(土木工事)の参考様式

別紙1 内訳書参考様式(土木工事)				
令和 年 月 日				
住 所 商号又は名称 代表者氏名				
工 事 費 内 訳 書				
工事名：				
工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額
〇〇				
〇〇工				
〇〇工				
...		
直接工事費				
うち材料費				
うち労務費				
共通仮設費				
純工事費				
現場管理費				
うち法定福利費の事業主負担額				
うち建退共制度の掛金				
工事原価				
うち安全衛生経費				
一般管理費等				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

※ 参考様式は、入札情報サービスに掲載しています。

(2)工事費内訳書(建築工事)の参考様式

別紙2 内訳書参考様式(建築工事)

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

工 事 費 内 訳 書

工事名：

工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額
直接工事費				
〇〇工事				
〇〇工事				
〇〇工事				
うち材料費				
うち労務費				
計				
共通費				
共通仮設費				
現場管理費				
うち建退共制度の掛金				
工事原価のうち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額				
工事原価のうち安全衛生経費				
一般管理費等				
計				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

※ 参考様式は、入札情報サービスに掲載しています。

現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化について

1. 改正内容

令和6年12月13日付の建設業法の改正を踏まえ、現場技術者の専任の合理化をし、専任現場の兼任等を可能とすることとします。

(1)専任現場の兼任

請負金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)の工事においては、監理技術者(主任技術者)を専任で配置しなければなりません。改正後の要件をすべて満たす場合に限り、2工事を兼任することができます。

現行	改正後																		
<p><主任技術者・監理技術者の兼任></p> <p>請負金額 4,500 万円(建築一式工事は 9,000 万円)以上の工事は、兼任不可</p>	<p>以下のすべての要件を満たす場合、兼任可能</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">要件</th> <th style="background-color: #d9ead3;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額</td> <td>1 億円未満 (建築一式工事は 2 億円未満)</td> </tr> <tr> <td>兼任現場数</td> <td>2 工事現場以下</td> </tr> <tr> <td>工事現場間の距離</td> <td>1 日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内 (車など確実に実施できる手段)</td> </tr> <tr> <td>下請次数</td> <td>3 次まで</td> </tr> <tr> <td>連絡員の配置</td> <td>監理技術者等が遠隔から指示するために連絡員を配置(土木、建築一式工事は実務経験1年以上)</td> </tr> <tr> <td>情報通信技術</td> <td>現場の施工体制を確認する措置</td> </tr> <tr> <td>計画書</td> <td>人員の配置を示す計画書の作成、保存(5年間)</td> </tr> <tr> <td>情報通信機器</td> <td>現場の状況を確認する機器の設置</td> </tr> </tbody> </table>	要件	概要	請負金額	1 億円未満 (建築一式工事は 2 億円未満)	兼任現場数	2 工事現場以下	工事現場間の距離	1 日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内 (車など確実に実施できる手段)	下請次数	3 次まで	連絡員の配置	監理技術者等が遠隔から指示するために連絡員を配置(土木、建築一式工事は実務経験1年以上)	情報通信技術	現場の施工体制を確認する措置	計画書	人員の配置を示す計画書の作成、保存(5年間)	情報通信機器	現場の状況を確認する機器の設置
要件	概要																		
請負金額	1 億円未満 (建築一式工事は 2 億円未満)																		
兼任現場数	2 工事現場以下																		
工事現場間の距離	1 日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね 2 時間以内 (車など確実に実施できる手段)																		
下請次数	3 次まで																		
連絡員の配置	監理技術者等が遠隔から指示するために連絡員を配置(土木、建築一式工事は実務経験1年以上)																		
情報通信技術	現場の施工体制を確認する措置																		
計画書	人員の配置を示す計画書の作成、保存(5年間)																		
情報通信機器	現場の状況を確認する機器の設置																		

(2)営業所技術者等の専任現場の兼務

営業所の技術者は、改正後の要件をすべて満たす場合に限り、当該工事の監理技術者(主任技術者)を兼務することができます。

現行
<営業所技術者の兼務> 請負金額4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事は、兼務不可



改正後
以下のすべての要件を満たす場合、兼任可能

要件	概要
請負金額	1億円未満 (建築一式工事は2億円未満)
工事契約	当該営業所において、締結された工事
工事現場数	1
営業所と当該工事現場の距離	1日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内 (車など確実に実施できる手段)
下請次数	3次まで
連絡員の配置	監理技術者等が遠隔から指示するために連絡員を配置(土木、建築一式工事は実務経験1年以上)
情報通信技術	現場の施工体制を確認する措置
計画書	人員の配置を示す計画書の作成、保存(5年間)
情報通信機器	現場の状況を確認する機器の設置

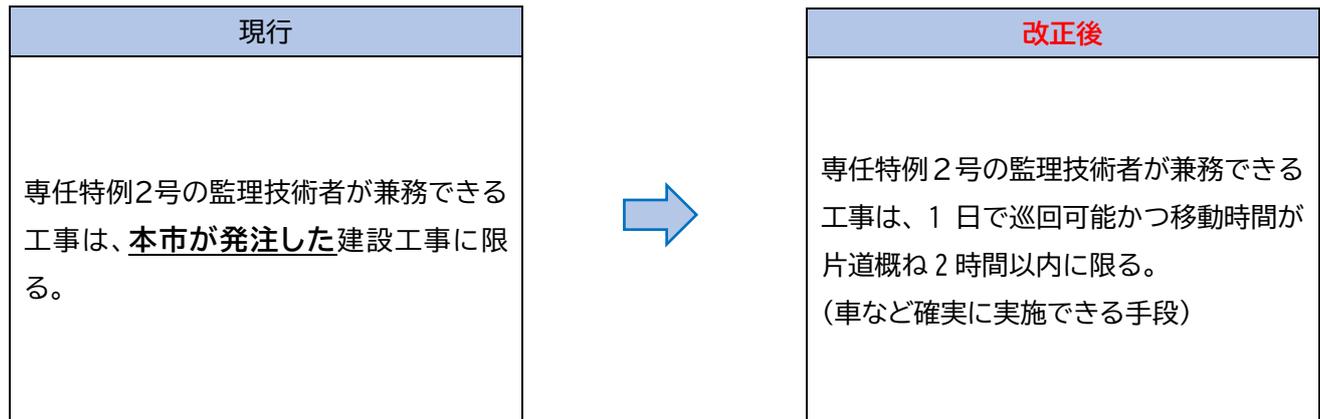
2. 適用日

令和8年4月1日以降に公告する案件から適用します。

監理技術者補佐制度の要件の改正について

1. 改正内容

監理技術者補佐を専任で配置した専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は、1日で巡回可能かつ移動時間が片道概ね2時間以内に限り認めることとします。



2. 適用日

令和8年4月1日以降に公告する案件から適用します。

前払金の使途に関する規定の見直しについて

1. 改正内容

前払金(中間前払金を除く。)の100分の25を超えない範囲で、前払金を現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができるものとします。

市川市建設工事請負契約約款 第36条(前払金の使用等)

現行		改正後
受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。		受注者は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 <u>ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>

2. 適用日

令和8年4月1日以降に契約締結する工事請負から適用します。